

入所選考方法について

入所選考方法

保育所（園）への利用希望者数が利用可能者数を上回った場合、保育の必要性の度合を総合的に判断し、入所選考を行い入所者を決定します。

なお、選考にあたっては、下記のとおり、家庭ごとに保育の必要性の度合を指数化します。

- ・ 基本指数

提出された書類をもとに、保護者の就労状況や病気・心身の障がいの程度、家庭状況等を確認し、保護者のそれぞれの保育の必要性の度合を指数化し、合算します。

- ・ 調整指数

申込時の児童の状況、兄弟申込、その他の状況等に応じて、加算・減算をします。

※原則、証明書の提出があった場合や、手帳等の交付の状況が確認できる場合のみ加算となります。

→基本指数及び調整指数については、次ページの保育所(園)利用選考基準表をご覧ください。

○基本指数と調整指数の合計指数が高い方から順に、希望保育施設への入所者を決定します。

なお、上記の指数が同点となった場合は、各家庭状況を細かく確認し、原則、次の順位で選考を行います。

- ① 基本指数上位者
- ② 育児休業から復帰予定のもの
- ③ 昼間就労者（ただし、ひとり親には適用しない）
- ④ 疾病
- ⑤ 介護・看護
- ⑥ 夜間就労者
- ⑦ 同居親族（65歳以上、就労、疾病を除く）がいない場合
- ⑧ 世帯で保育料の滞納がない場合
- ⑨ 保育所利用希望日以降の就労等が内定している（もののうち、就労証明書の発行ができないもの）
- ⑩ 保育所（園）が所在する小学校区内に在住



結果通知

・ 4月・5月入所申込み : 2月上旬に郵送にて通知（2次募集以降は、3月中旬に）

・ 6月以降の中途入所申込み : 入所希望月の前月の中旬に郵送にて通知

※申込み内容に変更が生じた場合は、変更内容について指定の様式で届出が必要となります。

※入所決定後、「保育を必要とする事由（入所申込みの要件）」が、申込み時と異なっている場合や、内容等に虚偽があった場合には、入所決定を取り消すことがあります。



保育所（園）利用選考基準表

保育所（園）利用選考 基本指数				
類型番号	保護者の状況 (父母それぞれの指数) (類型)	保護者の状況 (父母それぞれの指数)		基本指数
1	居宅外就労 (※育休復帰を含む)	稼働時間 (1か月)	180時間以上	105
			160時間以上	100
			130時間以上	80
			120時間以上	70
			100時間以上	60
			80時間以上	50
			60時間以上	40
2	居宅内就労 (居宅内自営・農業等)	稼働時間 (1か月)	180時間以上	95
			160時間以上	90
			150時間以上	80
			130時間以上	70
			120時間以上	60
			100時間以上	50
			80時間以上	40
60時間以上	30			
3	内職	稼働時間 (1か月)	60時間以上	20
4	出産	出産月の2か月前から、出産日から起算して8週間を経過する日の翌日が属する月の月末		100
5	疾病	入院（概ね1か月以上とし、入院予定を含む）		100
		居宅内療養	常時病臥	50
			精神性・感染症	50
			一般療養（上記以外）	30
6	心身障がい	手帳(身障)1級, (精神)1級, (療育)A		100
		手帳(身障)2級		80
		手帳(身障)3級, (精神)2級, (療育)B		50
		上記以外		30

7	看護・介護	病院等付添 (1か月)	120時間以上	50
			60時間以上	30
		在宅看護・介護	常時看護・介護が必要	50
			常時看護・介護は必要ないものの、日常生活において恒常的に看護・介護が必要	30
		上記以外	10	
8	災害	火災等による家屋の損傷、その他の災害復旧のため保育できない		100
9	求職	就労内定 (1か月)	120時間以上	50
			120時間未満	40
		1か月60時間未満の就労中で、保育利用後に時間を増やすことを約した場合		20
		求職のため、昼間に外出することを常態としている場合		10
10	学校等への通学	就学、技術取得等のため、保育に当たれない		※注記1
11	特例	子ども家庭支援課長や保育所等から保育の実施が必要である旨の報告を受けた場合		※注記2
		前各号に掲げるもののほか、明らかに保育に欠けると認められる場合		50

※注記1 類型番号10の基本指数は時間に応じ類型番号1の時間区分を適用する。

※注記2 当該児童・世帯の状況に応じて別途判断する。

利用選考 調整指数		
No.	調整指数の加減を適用する世帯等の状況	調整指数
①	生活保護受給世帯	50
②	父母が不存在の世帯 (主たる保育者が祖父母等の場合)	50
③	ひとり親世帯	120

④	虐待やDVのおそれがある場合など、社会的養護が必要な世帯		30
⑤	保護者が育児休業からの復帰を予定している世帯		10
⑥	兄弟姉妹が利用を希望する保育所（園）に在園している世帯		20
⑦	兄弟姉妹が同時に利用を希望する世帯		10
⑧	申込児を含め、3人以上の小学校3年生までの児童がいる世帯		5
⑨	認可外保育施設に預けている世帯のうち	6か月以上継続して利用	10
		3か月以上継続して利用	5
⑩	生計中心者の失業等により、就労の必要性が高い世帯		10
⑪	保護者が鈴鹿市内の保育所等で保育士若しくは看護師として就労中又は育児休業復帰予定で、児童が保育利用しないと勤務（予定）先の保育所等の受け入れ態勢に支障があると認められる世帯		10
⑫	児童又は児童と生計を一にしている同居親族が障害を持っているため、保護者の就労が制限される世帯		10
⑬	児童が障害を有する世帯		10
⑭	配偶者又は祖父母が経営している事業所に勤務している場合		-10
⑮	居宅外就労で仕事場と居宅が同じ敷地内又は隣接地にある場合		-10
⑯	兄弟が幼稚園に在園している世帯	就労条件上、延長保育の利用が必須	-10
		就労条件が未定 (延長保育の利用無し)	-20
⑰	同居親族（60歳以上65歳未満）が昼間居宅内にいる世帯		-20
⑱	同居親族（60歳未満）が昼間居宅内にいる世帯		-30

⑲	看護・介護の病院等付添を別居の親族が行う世帯	-20	
⑳	保護者が就労中に児童を保育している世帯 (夜間就労者は除く)	-20	
㉑	夜間就労(昼間就労が1か月60時間未満で夜間就労時間を加えると60時間以上の場合)	-20	
㉒	申込児以外の児童について、特別の事情なく申込しない世帯	-30	
㉓	過去の利用実績の悪い世帯	無断欠席等	-50
		虚偽申請等	-100
㉔	今回の利用申込において悪質な虚偽申請があった場合	-200	
㉕	3か月以上6か月未満の保育料の滞納(欠損を含む)がある世帯	-50	
㉖	6か月以上の保育料の滞納(欠損を含む)がある世帯	-100	